

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、鳶工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、会社同僚が運転する社用車の助手席に同乗して同僚を迎えに行く途中、自損事故により横転した車両と地面に左腕を挟まれ、負傷した。

請求人は、受傷後、D病院に受診し「左腕神経叢引き抜き損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、請求人の主訴に関して、医証を含めて資料を精査したところ、請求人に残存する障害として評価すべきものは、左上肢の機能障害及び同部位の感覚障害であると認められる。

ア 左上肢の機能障害について

D病院E医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書をみると、関節運動範囲について、左上肢（患側）の自動運動及び他動運動双方の測定値が記載されており、他動運動の測定値として、「肩関節の屈曲170°・外転90°（疼痛が生じる）、肘関節の屈曲90°、手関節の掌屈90°・背屈90°」とあるものの、健側（右上肢）の測定値は記載されておらず、「左上肢は常用性に非常に乏しい。また、動作速度は遅く、動作時疼痛を生じる。」と記載されている。

この点に関し、F医師は、請求人を診察した上で、平成〇年〇月〇日付け「障害の程度」と題する書面において、「末梢神経損傷を原因として、関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となり、他動では関節が可動するが、自動では可動できず、また関節を可動させると我慢できない程度の痛みが生じるため、自動運動による測定値を採用することが適切と考えられるとし、自動運動による肩・肘・手関節の関節可動域が健側に比して1/2以下に制限されていることから、左上肢の3関節全てに関節機能の著しい障害を残すものに該当する。」旨の意見を述べている。

当審査会としては、上記両医師の意見等を踏まえると、F医師の自動運動

による測定値を採用して評価することが妥当であり、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第8級に該当するものと判断する。

イ 左上肢の疼痛等感覚障害について

E医師は、上記診断書において「左上肢の動作時疼痛がある」旨所見しているところ、G医師も、平成〇年〇月〇日付け「障害の程度」と題する書面において、「局部にがん固な神経症状を残すものに相当する」旨意見を述べており、当審査会としても、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級に該当するものと判断する。

(2) 以上のとおり、請求人には、左上肢の機能障害（障害等級第8級）及び疼痛等感覚障害（障害等級第12級）が認められるところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のウに説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は障害等級第8級と判断する。

なお、請求人らは、左上肢について、肩関節と肘関節は「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」、手関節は「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」、左手指は「1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの」とした上、左肩・肘・手関節と左手指の障害を併合し第5級相当とすべき旨主張しているが、「左手でものを持つ、つかむことはできない」との自訴、「左母指を使用した把持は日常生活において常用的でない」、「はしが持てない」旨の医証の記載はあるものの、いずれの医証においても「手指の用を廃した」ものとの所見はない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。